

令和2年5月 21 日時点版

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，
高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に
関するQ & Aの送付について
(文部科学省通知)

図解資料

* 参考：https://www.mext.go.jp/content/20200521-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

出典元も併せてご確認ください

保健管理等に関すること

問1

3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいのか。

3つの条件について



換気の悪い
密閉空間



多くの人が
密集



近距離での
会話や発声

3つの条件が**重なる場を避ける**

手洗いや咳エチケットなどの感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備

1つ1つの条件が発生しないよう配慮

問2

手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

こまめに洗うことが重要



外から教室
に入るとき



トイレの
あと



給食(昼食)
の前後

手を拭くタオルやハンカチ等は**共用**はしないように指導。



問3

手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

基本的な手洗い



流水



石鹸

**流水で手洗いができない場合、
アルコールを含んだ手指消毒薬を使用**



消毒

※過敏に反応・手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗う

問4

児童生徒等の健康管理は
どのように行うか。

家庭と連携し、**毎朝の検温や風邪症状の確認**。体温や健康状態を**確認**できなかった児童生徒等は教室に入る前に職員室や保健室へ

発熱等の風邪症状がみられる場合は、保護者に連絡して、**自宅で休養**させる

登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合、**全教職員で連携して対応できる体制を整備**

同居の家族にも健康管理に取り組んでいただくよう呼びかける

問5

学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。



安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導

※特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまで、別室で待機させるなど配慮

→指導要録上は「**出席停止・忌引等の日数**」として記録



- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- ・上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く

→ 「**帰国者・接触者相談センター**」に相談するようご家庭に指導



感染が確認された場合

→ **保健所が行う調査に協力**



学校内で濃厚接触者が特定された場合 → 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して**2週間の「出席停止」**

問6

感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。



保護者から事情をよく聴取



学校で講じる感染症対策の理解を得る

合理的な理由があると校長が判断する場合には、「**出席停止・忌引等の日数**」として記録もありうる

非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合など）校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなります。

幼稚園についても同様

幼稚園幼児指導要録には記載欄がないため、記載欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨をご記載

医療的ケアを必要とする児

生徒等の中には、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断

問7

児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。

学校には通常本人（や保護者）から連絡

- 感染した場合 -



医療機関



本人に診断結果が伝達
保健所に届出が提出



保健所による**感染者本人へヒアリング**感染者の**行動履歴**や**濃厚接触者**の特定

感染者が発生した場合は文部科学省へ報告を

問8(新規)

新型コロナウイルス感染症に感染したかどうかはわからないものの、
発熱で学校を休んだ児童生徒等の再登校のための基準はあるか。【新規】

児童生徒等に発熱が みられた場合



学校を休むよう周知しているところですが、熱が下がった後にすぐに登校してよいかどうかは、**地域の感染の状況によって判断が変わるものと考えられる。**

地域で感染経路不明の感染者が 多発しているような地域

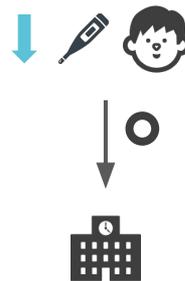


熱が下がった後も一定期間自宅にとどまっていただくことが適切。



そのような地域では、**学校教育活動が実施されていないものと考えられる。**

感染経路の不明な感染者が いないような地域



一時的な発熱の後、他に症状もないような場合に**登校を拒む根拠は乏しい**と考えています。

問9

換気は、具体的にどのようなすればよいのか（頻度等について）



換気は、気候上可能な限り常時、**2方向の窓を同時に開けて**行う

換気の程度は、天気や教室の位置によって異なるため、**必要に応じて学校薬剤師と相談**

エアコン使用時も換気は必要

あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底

問10

窓のない部屋はどうしたらよいか。



- ・常に入口をあける
- ・換気扇を用いる
- ・人の密度に注意する

問11

体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。



体育館でも人の密度が高い状態では**換気が必要**

問12

消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。



多く手を触れる箇所(ドアノブ・手すり・スイッチなど)は、**1日1回以上消毒液を使用して清掃**

消毒液は、**次亜塩素酸ナトリウム**を積極的に利用

次亜塩素酸ナトリウムの利用について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>



問13

学校内で共用される用具や備品
についてはどのように
したらよいか。



用具や物品の共用は**でき
れば避ける**



**共用を避けるのが難しい
ものについては、使用后
手洗いをするように指導
するなど**

問14

どのような場面でマスクをすればよいか。



学校教育活動においては、
通常マスクを着用してくだ
さい。



特に、**近距離での会話や発
声等が必要な場面では、飛
沫を飛ばさないよう、マス
クの着用を徹底**するようお
願います。

問15

マスクが足りない場合、国から送
付されたものが余る場合にはどう
すべきか。



マスクが不足する・10枚
以上の余剰がある場合には
**専用の電話相談窓口
(0120-603100)へ連絡**

布マスクが配布されるまで
は、手作りマスク等を活用

作成方法：

「子どもの学び応援サイト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



問16

手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないか。



学校・家庭・地域が連携して、**手作りマスクの普及**に取り組んでいただくよう依頼中

養護教諭や家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成

問17

手指用の消毒液が足りない場合、学校はどのように対処すべきか。

流水と石鹸での手洗いを指導



手洗い



石鹸



児童生徒等に**消毒液の持参を求めることは適当ではない**

問18

マスク、消毒液、非接触型体温計等の保健衛生用品の購入に当たって国からの支援はあるのか。



全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専修学校等の児童生徒及び教職員に対して、**繰り返し使用可能な布製マスクを配布中**



マスク、消毒液・非接触型体温計の保健衛生用品の購入等に要する**経費の支援**



問19

海外からの2週隔離の子は欠席？

出席停止

問20

患者が出た際の文部科学省への報告はどのようにしたらよいのか。

新型コロナウイルス感染状況把握調に回答（※切4/10）それ以降も患者が出た際に様式にて報告

公立・国立学校は設置者に、私立学校は都道府県の私学主管部局へ。設置者／私学主管部局は様式を用いて調査票を作成のうえ、文部科学省へ

問21

スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。
また、スクールバス の運行に当たって国からの支援はあるのか。

スクールバスにおいても**3つの条件が同時に重ならない**ようにする
可能な限り**1つ1つの条件が発生しないよう配慮**する

スクールバスの運行に関する**ルールや留意点を予め利用者や保護者に示す**

学校設置者による特別支援学校の**スクールバスでの感染リスクの低減を図る取組に要する経費の支援**を行う

具体例



換気



座席を離す
会話を控える
マスク着用



乗車前に検温



コース変更や
運行方法の工夫等
過密乗車回避



手洗いや
咳エチケット
等を徹底



触れるドアノブ
等を消毒

問22

児童生徒等の定期的健康診断はどのように実施すればよいか。

実施することができない場合（例 学校医・学校歯科医の確保が困難）
当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること

延期する場合 → 保護者に周知し、理解を得る
必要に応じて、**健康相談や保健指導等を適切に実施**
※心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査は先行して実施する方法も可能

実施する場合
3つの条件が同時に重ならないよう、
学校の実情に応じて実施

※学校医、学校歯科医、関係機関等と
十分連携し、共通理解を図る

手洗い 咳エチケット等 部屋の換気



器具等を消毒



日程を分けての実施



問23

教職員の健康診断はどのように実施すればよいか。



実施することができない場合
その事由のなくなった後すみ
やかに実施すること



延期する場合
※**結核**に関する検査は先行
して実施する方法も可能

問24

職員室等における教職員の勤務に際してどのような点に留意すればよいか。

手洗い 咳エチケット等



教職員においては、児童生徒等と同様、**手洗いや咳エチケット**などの**基本的な感染症18対策**に取り組んでいただくほか、**飛沫を飛ばさないようにマスクを着用**してください。



毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組んでいただくとともに、**風邪症状が見られる場合は、自宅で休養**するようにしてください。



可能な限り **他者との間隔を確保**（おおむね1～2メートル）



会話の際は、できるだけ**真正面を避ける**



職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、**空き教室を活用**して職員が**学校内で分散勤務**をすることも考えられます。



職員会議等を行う際は、**最少の人数にしぼる**こと、換気をしつつ**広い部屋で行う**ことなどの工夫や、**オンライン会議システム**などを活用することが考えられます。



問25

学校再開後、心のケアのについては
どう対応すればよいか。

心の健康問題に適切な対応が必要



児童生徒の状況を適切に判断
学級担任や養護教諭等を中心とした
きめ細かな**健康観察**

- ・健康相談等の実施
- ・スクールカウンセラー等による支援

問26

感染者、濃厚接触者に対する差別や偏見について、
どのように対応すればよいか。

感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する**偏見や差別**につながるような行為は、断じて許されるものではありません。



差別や偏見を生まないための指導

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、**発達段階に応じた指導**を行う。



相談窓口の活用

文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」ホームページやSNS等で周知している。



**社会機能の維持に
当たる家族を持つ
児童生徒への対応**

医学的な根拠なく**自宅待機**とするような措置をとることは**不適切**であり、あってはならない。

問27

臨時休業等に伴う児童生徒の学習の遅れについて、
文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。

学習に著しい遅れを生じさせないために



各教育委員会・学校等に必要
な措置を講じることを依頼

令和2年4月10日付け 初等中等教育局長
通知「新型コロナウイルス感染症対策のた
めの臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の学習指導について」



やむを得ず
登校できない児童生徒に

- ・適切な家庭学習を課す
- ・学習の状況や成果の把握
(例) 登校日の設定、家
庭訪問、電話、電子
メール等

登校再開後 学習の遅れを補うために



補充のための授業
や補習の実施



個別補習の実施
追加の家庭学習



文部科学省「子供の学び応援サイト」の活用



各教科書会社に依頼中の補助資料の活用



各教育委員会や学校を支援するための人材配置

学習指導に関すること

問28

本年度新たに入学した児童生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかった範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。



児童生徒を送り出す学校



進学先の学校

学習状況の共有

< 令和元年度の学習内容 >
一斉臨時休業により未指導となった事項があり、
措置を講じる必要性が高い場合

- 進学先学校に学習状況を共有
- 進学先学校での対応の検討を依頼

補充的学習の実施検討



- 必要に応じて
- ・ 補充的な学習などの個に応じた指導
 - ・ 教育課程に位置付けない補習
 - ・ 追加の家庭学習を適切に課す等の配慮

文部科学省は、各学校・設置者等が教科書を十分に活用した補充授業等を講じることができるよう各教科書発行者に対して資料作成を依頼中。

学習指導に関すること

問29

前学年で指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合、本年度の授業時数の中で行うことは可能か。



令和2年度に**教育課程内で補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行う**ことも考えられる。

- ・ 学習に著しい遅れが生じないよう対応を検討
- ・ 標準授業時数を超えて**授業時数を確保する必要は必ずしもない**

問30

令和2年2月までに前学年の指導事項を全て終え、臨時休業には復習の家庭学習を課した。この場合、令和2年度の教育課程内での補充授業を実施する必要があるか。

学習に著しい遅れが生じる可能性が低い場合は、令和2年度に**補充のための授業を実施しないことも可能**

(例)

- ・ 臨時休業の前に令和元年度の全指導事項を終えている
- ・ 臨時休業期間中にも復習用家庭学習を適切に課した など

※学習状況を把握し、必要な措置の配慮をすることは重要

問31

補充の授業を行う時数を確保するために、長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。



各設置者等の判断で、補充のための授業を行うために**長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行うことは可能**

(学校教育法施行令第29条、学校教育法施行規則第61条等)

※週休日である土曜日に授業を行う場合は、**教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うこと。**

学習指導に関すること

問34

新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に留学をしていた高等学校の生徒が帰国をすることになったが、留学の単位認定はどのように行うか。

実際の留学期間や外国における学習の状況を把握し、それに応じた認定を行うことが必要



特に、**外国における学習の一部**を単位認定する場合は配慮が必要



単位認定は弾力的に対処し、**当該生徒の進級進学等に不利益が生じないよう配慮**



外国における学習のみでは不足していると考えられる内容は、**家庭学習を適切に課したり、添削指導や補充指導等も活用し適切に補うよう配慮が必要**

問35

本年度から全面実施される新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。

まずは感染症対策



教室の換気徹底



咳エチケット
マスク装着
など



そして授業改善

新学習指導要領
主体的・対話的で
深い学び

※それでもなお感染の可能性が高い一部の学習活動については当分の間、実施しないこととし、具体的な事例については、次の問において示しています。

学習指導に関すること

問36

各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあるか。

 **音楽科** 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体との接触を伴う活動

 **家庭科** 技術・家庭科における調理等の実習

 **保健体育科** 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

 ・児童生徒が密集して長時間活動する**グループ学習**
・**運動会**や**文化祭**、**学習発表会**、**修学旅行**などの行事

指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を。

問37

感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、今年度は実施できないのか。

 **教師による適切な事前・事後指導**

 **家庭における学習**

 **指導順序の変更**

上記の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを検討し、必要な措置を。

これらの学習活動が実施できるようになる時期については、地域における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて判断されるべきものと考えており、現時点で今年度一切上記の学習活動を実施することができないというものではありません。

学習指導に関すること

問38

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続していない地域における学校においても、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習指導は実施できないのか。

当該地域の感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じた上で、学習指導を

「感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動の例」において示した観点について、必要な範囲で参考にしてください。各種の学習活動を行っていただくことを妨げるものではありません。

学校再開ガイドラインに示す感染症対策を十分講じた上で、各教科等に共通する感染症対策

- ・ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する
- ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い
- ・ 除菌行為を徹底する

問39

職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。



学校内実習
産業現場等校外実習



・ 共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒



・ 機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底



水産科・乗船実習

- ・ 乗船前健康診断に基づく参加決定
 - 学校医の診断
 - 過去2週間感染が疑われる人との濃厚接触が無いこと
- ・ 3つの条件回避（密閉密集近距離）
- ・ 船内で触れるものの消毒の徹底
- ・ 毎日の健康観察 など

学習指導に関すること

問40

学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。



近距離での会話や発声等の際のマスクの使用



教師と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触

回避が難しい場合



指導計画や指導方法を見直し、
一層の感染症対策を講じた上で指導

問41

実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。



休校期間の運動不足に考慮し**準備運動を十分に行う**



距離を取って行う運動



年間指導計画の指導順序を入れ替えるなどの工夫



感染拡大防止措置



- ・可能な限り屋外実施
- ・集合・整列場面の回避
- ・用具の使用前消毒
- ・授業前後の手洗い徹底

問42

令和2年度の全国学力・学習状況調査はどうなるのか。



令和2年度は実施しない
問題冊子等は有効に活用できるよう、
後日、各教育委員会及び学校等に
送付予定

問43

令和2年度の全国体力・運動能力、
運動習慣等調査はどうなるのか。

今年度は中止

問44

入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。

① 感染拡大防止 ための措置



換気・咳エチケット・手洗い・消毒

手洗いや咳エチケットの徹底
アルコール消毒薬の設置
こまめな換気の実施

② 参加人数を 抑える



参加人数を最小限に



不参加を徹底

風邪のような症状のある方には**参加をしないよう徹底**
在校生の参加の取りやめ/保護者の参加人数を最小限にする
保護者を別会場とする 等

③ 式典全体の工夫



参加者間スペース確保



時間短縮

会場の椅子の間隔を空けて、**参加者間のスペース**を確保
式典全体の**時間を短縮**
(祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など)

入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

問45

修学旅行の実施について、
文部科学省はどう考えているか。



感染防止対策を最優先

3つの条件が重なることのない
よう**学校や教育委員会等の学校
設置者において適切に判断**

取り止める場合



教育的意義や
**児童生徒の心
情に配慮**



**中止ではなく
延期扱い**とす
ることを検討

※令和2年5月1日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」も参照ください

問46

修学旅行を中止又は延期した場合
のキャンセル料等はどうなるか。



保護者の負担軽減を図るため、一
定の要件を満たす場合、**国が支援
する**

「修学旅行の中止や延期に伴う
キャンセル料等への支援」の対象

※令和2年4月以降に予定していた修学
旅行等を中止又は延期した場合に発生し
たキャンセル料等については、「新型コロ
ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付
金」の活用が可能

問47

海外への修学旅行や研修旅行に
ついてどう考えているか。



慎重に御検討を

外務省より

不要不急の渡航は自粛
全世界に**危険情報レベル2**

海外での日本からの渡航者に対す
る**入国制限及び入国後の行動制限**

帰国する際の**検疫体制も強化**

入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

問48

運動会等の実施に当たり、
どのような点に留意すべきか。



3つの条件が重らぬよう
実施方法の工夫が必要延期や実施時期の検討
例) 半日での開催



密集する運動や近距離で組み合ったりする
運動などは、**実施を見合わせることも考慮**



大人数で密集しないような工夫
開閉会式の整列、応援、保護者の参観、昼食場所

※**保護者** 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底

問49

「その他の学校行事も、学習活動の特徴に応じて感染
拡大防止の措置や開催方式の工夫の措置を講じ」とあ
るが、具体的にどのような工夫が考えられるか。

意義や必要性を確認し、**年間を見通して行事を検討**
時期、場所や時間、開催方法を十分配慮



式典

校内放送、学校便りの活用



音楽祭

小グループでの練習、映像録画



健康診断

小グループでの実施、時間短縮



宿泊

バス車内換気、座席位置の工夫



校内清掃

回数の精選、時期や場所の分散

部活動に関すること

問50

部活動の実施に当たり、
どのような点に留意すべきか。

臨時休業の学校は部活動は自粛

生徒に任せるのではなく、**教師や部活動指導員も以下の項目を行うこと**



感染症対策を徹底

生徒に風邪の症状が見られる
→ **自宅休養の指導**



十分な**準備運動怪我防止**
には十分に留意



距離を取る活動に替える工夫

密集する活動、**近距離で**
の**接触が多い活動**、向かい
合って**発声する活動**

体育館や屋内で実施する部活動



ドアを広く開ける、こま
めな換気や消毒液の使用

用具



使用後に消毒する
生徒間で**使い回さない**

部室等



短時間の利用とする、
一斉に利用しない
など

問51

部活動の地方大会や対外試合、
合宿等について。

慎重に参加検討を



地域の感染状況等を考慮した上で、**各部活動の意義や**
目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断。

大会に参加する場合



学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、
会場での更衣室や会議室の 利用時など、大会におけ
るスポーツ・文化活動以外の場面も含め、**生徒、教師**
等の感染 防止対策を講じる

問52

今年の夏のインターハイや全国中学校体育大会の中止に伴う代替案としての地方大会の開催に向けた検討について。



先般、今年の夏のインターハイや全中大会については、主催者において、全国的な感染状況等を踏まえ、生徒の安全・安心を第一に考慮して、中止の決定。



生徒の意向や心情を踏まえ、中止となった全国大会に代わり3年生が出場できる何らかの地方大会(都道府県単位などの大会)の実現に向け、どのような支援を実施できるか検討。



4月30日付けで、スポーツ庁から「部活動における今夏の全国大会の中止に伴う各地域での代替案の検討について(依頼)」通知を发出。各地域での地方大会の実現に向けて、後日、関係団体のお考えや要望などをお伺いする予定。

問53

部活動の再開と部活動改革の推進について。



管理職は部活動が教師に過度な負担とならぬよう十分配慮。



学校設置者は教師の負担軽減に資する部活動改革を積極的に実施してください。

学校給食に関すること、公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること



問54

給食の配食を行う児童生徒等にマスクは必要か。



飛沫等が食品へ付着することを防ぐために必要

市販のマスクの必要はなく、手作りマスクなど目的を達成できるもので代替可

問55

給食の会食時の留意事項はあるか。

児童生徒等全員が食事の前の手洗いの徹底
会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように



机を向かい合わせにしない



会話を控える

問56

学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等のサービスはどのように取り扱われるのか。

教職員自身の健康に配慮し、在宅勤務や時差出勤を推進

事例

教職員本人が罹患した → 病気休暇等を取得させる

発熱等の症状で勤務しないことがやむを得ない → 特別休暇等を取得させる

教職員が濃厚接触者などで当該教職員が出勤すると感染症が蔓延する恐れがある → 在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにする

対応策

学校へ出勤しない際は在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえる

問57

学校を再開する場合、放課後児童クラブ等で、一定のスペースを確保することは必要か。

一定のスペースを確保することが必要

放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要です。

学校再開する場合も**学校施設の活用を推進**

教室



図書室



体育館



校庭等



問58

国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後活用する場合、財産処分手続は必要か。



国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合は、一時的な使用（※）に当たるため、財産処分には該当せず**手続は不要**となります。

※一時的な使用：

学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合を指す。

問59

幼稚園における教育活動の実施や臨時休業の実施にあたり、どのようなことに留意すればよいのか。

幼稚園も以下の対象

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」(令和2年3月24日付文部科学事務次官通知)

参考資料

学校再開



別添1「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」

1. 保健管理に関すること
3. 入学式・修学旅行等の学校行事に関すること
5. 学校給食に関すること
6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

臨時休業



「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

問60(新規)

幼稚園において、小中高を対象とする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」

（令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて対応すべき内容はあるか。【新規】

例)

5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に当たり必要な措置を講じることが重要であること ※ 今後、幼稚園における対応を含め、文部科学省において、「新しい生活様式」を踏まえた、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルを作成し、提供する予定です。

例)

臨時休業等の実施により、学校において教育活動を実施する時間が限定される場合であっても、電話や電子メール等も活用し、教師が子供の日々の状況を丁寧に把握し、支援することが必要であること。

など、幼稚園の日々の活動の中で参考にできる部分については、同通知に示されている考え方を踏まえつつ、幼児の発達段階の特性等に応じて、取組を進めていただくようお願いいたします。

要保護児童等の
特に配慮を要する
子供への対応

「子供の見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について（通知）（4月28日付け）



新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について（4月23日付け事務連絡）



新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集（令和2年5月13日時点）

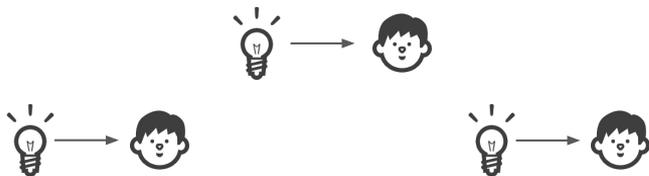


問61(新規)

幼稚園において、長期休業期間を短縮したり週休日等を活用したりして、幼稚園教育要領を踏まえた活動を行うことを検討しているが、可能か。【新規】

長期休業期間等の活用にあたっては、設置者において適切な判断を委ねる。

創意工夫を生かした取り組みを期待



一人一人の特性に応じて、発達の課題に即した指導を行うという基本に立ち返り、各園が行うことのできる活動はどのような内容や形態があるか、教育のほか家庭及び地域における教育の支援も含め、各園における幼児や家庭及び地域の状況を踏まえて検討いただくことと考えています。

教育週数の取扱い



学校教育法施行規則37錠において、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはならない」と規定。**新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業は、「特別の事情」**に該当する。

幼児や保護者への支援



遊びの紹介



園内の配信

幼稚園側は、課程のできる**遊びの紹介**、**園内の動植物の動画配信**など、各幼稚園の事情等に応じた取り組みの実施に配慮する。

問62(新規)

学校教育活動再開後の登下校時の安全確保について。【更新】

段階的に 学校教育活動が再開



学校、教育委員会においては、臨時休業等の措置を行っていただいておりますが、今後、**地域の感染状況に応じて、段階的に学校教育活動が再開**されていくことが見込まれます。

安全指導の実施が重要



各学校において、児童生徒に対して交通安全や防犯の観点から踏まえた安全指導を行うことが重要です。特に通学に不慣れな**小学校第1学年の児童の通学時の安全確保**等に十分注意してください。

分散登校時の 登下校に注意



地域の関係機関と連携しての見守り活動等により、**児童生徒の安全確保**に努めてください。分散登校が実施される場合には、児童生徒が通学路を一人で登下校することも想定されるので、特段の注意してください。

登下校の分散・ 密接にならないよう 配慮が必要



登下校時間帯の分散や、集団登下校の際に密接にならないよう指導することなどの工夫や配慮をお願いします。

【参考資料】くいずでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1358581.htm